

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

4

No.286 | Apr. 2025

もっと身近にパブリック

—
社会福祉
充実残額の算定
と活用

特集

スペシャリストが解説

税制改正 TOPICS ▶▶▶

※2025年3月19日時点の情報をもとに作成



〈社長の履歴書〉株式会社東京メガネ 白山聡一氏

〈相続のあれこれ〉相続開始年の贈与だけは精算課税贈与で!

〈オフィスレポート〉神戸事務所



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

特集
スペシャリストが解説

税制改正 TOPICS



令和7年度税制改正大綱が発表されました。持続可能な経済成長と社会の安定を目指し、各種の税制改正が進められています。今年度は特に、中小企業支援の拡充を強化するための優遇措置が含まれています。また、「103万円の壁」に関する改正も話題となっています。スペシャリストである辻・本郷のスタッフが、注目度の高い項目についてわかりやすく解説します。ぜひ、参考にしてください。

※2025年3月19日時点の情報をもとに作成



辻・本郷 税理士法人
北千住事務所
所長
税理士
羽藤 徹夫



辻・本郷 税理士法人
ファミリーオフィス事業部
エキスパート
税理士
井口 麻里子



1/ 法人TOPICS >>> 中小法人の軽減税率の特例の延長等

中小法人の軽減税率の特例について、年800万円以下の金額に適用される中小法人の軽減税率の特例の適用期限が2年間延長されます。ただし、所得金額が年10億円を超える事業年度については、軽減税率が15%から17%に引き上げられます。また、グループ通算制度の適用法人は、適用除外とされます。

所得金額	法人税率
年800万円以下	15%
年800万円以下 (所得金額が10億円を超える事業年度)	17%
年800万円以上	23.2%

POINT! 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

2/ 法人TOPICS >>> 中小企業経営強化税制の見直し (100億円企業を目指す中小企業への措置の拡充)

売上高100億円企業を目指す中小企業が作成する投資計画(投資利益率7%以上かつ、経済産業大臣が定める経営規模拡大要件を満たすもの)に必要な設備が特定経営力向上設備等に追加されます。また、その必要不可欠な設備に建物およびその附属設備が含まれることとなります。

【中小企業経営強化税制(B類型)】

改正案 対象資産に建物追加*

対象設備	賃上げ率	特別償却	税額控除
建物追加	2.5%以上	15%	1%
	5%以上	25%	2%

※建物には、建物とあわせて取得するその附属施設を含む

追加要件

- 売上高100億円超を目指す
- 売上成長率10%以上
- 賃上げ率一定割合以上
- 投資規模が1億円以上または売上高5%以上
- 計画認定時の売上高が10億円超90億円未満 等

対象設備

- 機械装置…1台または1基の取得価額が160万円以上のもの
- 工具および器具備品…それぞれ1台または1基の取得価額が30万円以上のもの
- 建物およびその附属設備…一の建物およびその附属設備の取得価額の合計額が1,000万円以上のもの
- ソフトウェア…一の取得価額が70万円以上のもの
(対象設備の取得価額の合計額は60億円が限度)

POINT! みなし大企業(資本金が1億円以下の法人のうち、同一の大規模法人に発行済株式等の1/2以上を所有されている等の一定の法人)はこの適用を受けることができません。

3/ 法人TOPICS >>> 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、防衛特別法人税(仮称)が創設されます。各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、当面の間、防衛特別法人税を課されることとなります。

防衛特別
法人税額の
計算方法

(基準法人税額 - 500万円) × 4%

- ・各課税事業年度の課税標準法人税額(課税基準)に4%の税率を乗じて計算
- ・課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額の年500万円を控除した金額

POINT! 基準法人税額が500万円超の法人に対して、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

4 法人TOPICS >>>

リース会計基準の変更に伴う税制上の所要の措置

令和9年4月以降、公認会計士または監査法人の監査を受ける会社には、新リース会計基準が適用されます。従来との変更点としては、オペレーティング・リース取引を含むすべてのリース取引について資産および負債を計上することとされます。

令和9年4月以降	新リース会計基準における扱い	法人税法上の扱い
ファイナンス・リース	オンバランス ・リース資産、負債を計上 ・減価償却費、利息費用を計上	オンバランス(売買処理) ・資産、負債ともに計上あり ・減価償却費、利息費用は損金
オペレーティング・リース	オンバランス ・リース資産、負債を計上 ・減価償却費、利息費用を計上	賃貸借処理 ・資産、負債ともに計上なし ・発生費用は賃借料のみ

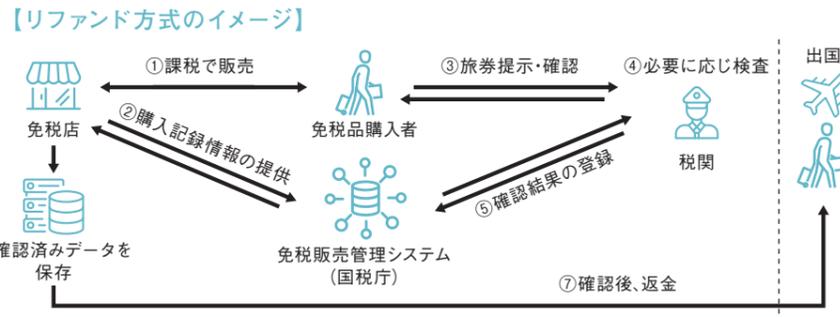
POINT!

オペレーティング・リース取引について税務上は引き続き賃貸借処理となり、資産計上を求める新リース会計基準とは相違が生じることが予想されます。

5 法人TOPICS >>>

外国人旅行者向けの免税制度の見直し

外国人旅行者向け消費税免税制度がリファンド方式へと見直されます。リファンド方式とは、消費税相当額を含めた価額で販売し出国時に持ち出しが確認された場合、免税品購入者に対して消費税相当額を返金するというものです。



POINT!

従来の免税制度では免税商品を安く購入し日本国内で転売する不正が多数発生していたため、消費税免税制度の見直しが行われます。

1 個人TOPICS >>>

企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

確定拠出年金制度等について見直しが行われた後も、現行の税制上の措置が適用されます。

【主な見直し内容】

- 企業年金に加入している第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を企業型DC等との合計で月額6.2万円に引き上げる
- 企業年金に加入していない第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる
- 第1号被保険者の拠出限度額を月額7.5万円に引き上げる

【見直し後】

第1号	第2号(企業年金あり)	第2号(企業年金なし)	第3号
iDeCo 月額 7.5万円 <small>※国民年金基金等との共通枠</small>	iDeCo・企業型DC 合計で 月額6.2万円 4.2万円増額	iDeCo・iDeCo+ 月額6.2万円 3.9万円増額	iDeCo 月額2.3万円
国民年金基金	厚生年金保険		
国民年金(基礎年金)			

POINT!

iDeCoの加入可能年齢について、一定の要件の下で70歳へ引き上げられます。

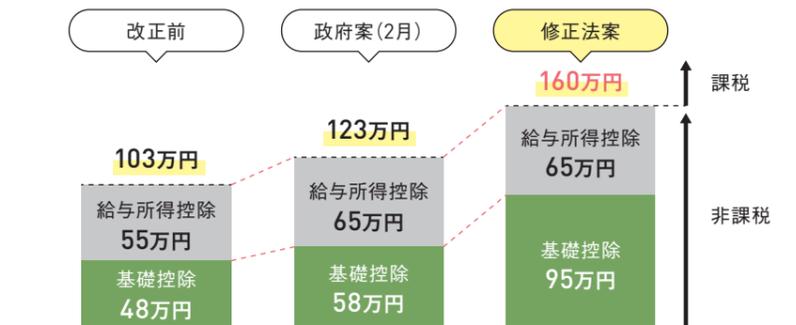
2 個人TOPICS >>>

基礎控除・給与所得控除の見直し

令和7年度税制改正における「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」との方針に基づき、基礎控除は95万円に、給与所得控除の最低保障額は65万円に引き上げられます。

103万円の壁

「103万円の壁」とは、給与所得者の所得税の支払いが発生する境界線のことです。今回の税制改正により、給与収入が年160万円までの人は課税所得がゼロとなり、所得税がかからないこととなります。



【基礎控除の見直し】

年収	改正前	引き上げ額	合計
200万円以下	48万円	47万円	95万円
200万円超～475万円以下		40万円	88万円
475万円超～665万円以下		20万円	68万円
665万円超～850万円以下		15万円	63万円
850万円超(～2,545万円まで)		10万円	58万円

103万円の壁は160万円まで引き上げられましたが、これは年収200万円以下の方を対象とした恒久的な措置です。一方、年収200万円超2,545万円以下の方については、2年間の時限措置として基礎控除の上乗せが適用され、その後、一律58万円となります。

POINT!

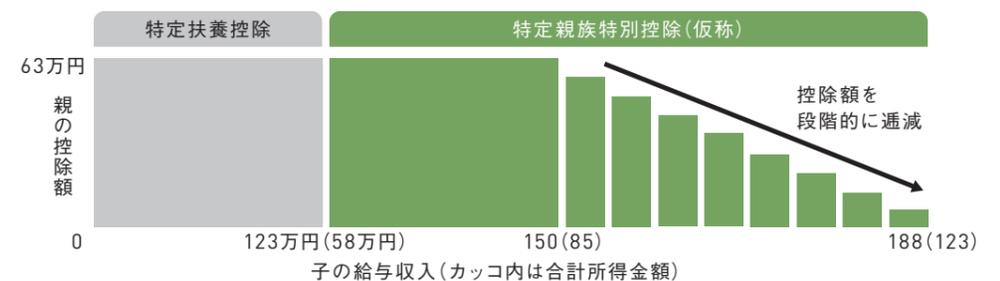
所得税については令和7年分以後適用されます。
個人住民税については令和8年度分以後適用されます。

3 個人TOPICS >>>

特定親族特別控除(仮称)の創設

令和7年度税制改正における「就業調整対策」の観点から、大学生の子等に係る新たな控除が創設されます。

【19～22歳の特定扶養控除の見直しイメージ】(所得税の場合。令和7年から)



POINT!

納税者自身が勤労学生であるときは
勤労学生の合計所得金額要件が85万円以下に引き上げられます。

事業承継税制の特例措置における役員就任要件の見直し等(個人版含む)

事業承継税制について、円滑な事業承継を行うために、役員就任要件および事業従事要件が緩和され、贈与の直前において事業に従事していることへと改正されます。



社長の履歴書

61

President's Resume

伝統と革新を

両立させる



辻・本郷 税理士法人が

お取り引きさせていただいている企業のトップにフォーカスし、ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、株式会社東京メガネ 代表取締役社長の白山聡一さんです。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社東京メガネ
代表取締役社長

白山聡一氏

140年を超える歴史を誇る眼鏡店

株式会社東京メガネは、1883年(明治16年)創業の老舗眼鏡店で、メガネや補聴器、コンタクトレンズ等を取り扱っています。代表取締役社長の白山聡一さんは5代目です。「東京メガネが家業で、家そのものが会社のような環境で育ちました。大学在学中にダブルスクールで眼鏡専門学校に通い専門資格を取得しました」と話す白山さん。2008年に現職に就任しました。同社は、国内外の有名ブランドフレームを多数取り揃え、眼鏡作製技能士や認定補聴器技能者が多数在籍する等、高品質なサービスを提供しており、さらなる技能向上を目指し、スタッフの資格取得を積極的に支援しています。眼鏡作製技能士は2022年から始まった国家検定資格で、白山さんは一般社団法人日本メガネ協会 副理事長も担っていることから、資格発足に大きく貢献しました。

社会ニーズに的確に対応

東京メガネは大規模商業施設内に店舗を構えています。順調に事業規模を拡大し成長している会社ですが、コロナ禍には存続の危機に直面しました。商業施

設が営業を停止したことで、店舗の売上げがゼロになってしまったのです。「一時的には大変厳しい状況となりました。しかし、メガネは生活必需品です。お客様の需要は確実にありましたので、営業再開後は徐々に回復することができました。長年にわたって築いてきた信頼があったからこそ、大変な時期にお客さまに選んでいただけたのだと思います」と白山さんは同社が築いてきた歴史の重みを語ります。

同社では歴史や伝統を守るだけでなく、メガネ以外の取り組みにも積極的です。その一つが「スポーツビジョン」の取り組みです。スポーツビジョンとは、スポーツをする上で必要とされる総合的な「見る力」を指します。スポーツをする際に見る力は大切な要素の一つです。眼の機能を多角的に研究し、視覚の側面からアスリートのパフォーマンス向上や、一般の方のクオリティオブライフ(生活の質)の向上に寄与しています。

また、AI等の最新技術を取り入れたウェアラブル機器にも注目しています。「現在、メガネにはウェアラブル機器等の大きなイノベーションが起きています。社会のニーズに的確に対応し、新しいデバイスを積極的に取り扱うことが、これからのメガネ店のあり方だと思います」と白山さんは話します。



未来のメガネウェアラブル「b.g.」



一般社団法人日本メガネ協会 副理事長 最も 聡一

家族のような会社を目指す

白山さんは、社員が長く安心して働ける「家族のような会社」を目指しています。「時代の変化と共に雇用の概念が大きく変わりつつあるなかで、時代錯誤は承知の上で誤解を恐れずに申し上げます」と前置きの上で「私はいまだに“社員は家族”と思っています。ですから、ご縁あって弊社に入社したならば、できる限り長く、可能なら一生ここで働き続けてほしいですね。じっくりと経験を積んで、人として、そしてビジネスパーソンとして成長していただきたい。そのためにも、私たちは温かい職場環境を作り上げたいと思っています」と白山さんは語ります。変化し続ける時代の中で、伝統と革新を両立させながら、独自のスタイルを築く株式会社東京メガネ。これからも、未来をクリアに見つめる企業であり続けていくことでしょう。

BIOGRAPHY

- ・1995年 慶應義塾大学 法学部 政治学科 卒業
日本眼鏡専門学校 卒業
株式会社東京メガネ 入社
- ・1998年 同社 取締役就任
- ・2008年 同社 代表取締役社長就任

株式会社東京メガネ

1883年創業の老舗眼鏡店。国内外に20店舗以上を展開している。日常生活の質を支える「視る・聴く」に関し、眼鏡作製技能士および認定補聴器技能者による質の高いメガネ・補聴器販売を行っている。

- 🌐 <https://www.tokyomegane.co.jp>
- 📍 東京都世田谷区若林1-20-11
- ☎ 03-3411-1111



経営者のミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column

This month's theme

組織再編等により 新規に設立した法人の消費税の注意点



事業承継
コンサルティングセンター
小泉 亮太

1. はじめに

近年の消費税法に関する税制改正により、納税義務の判定に関する規定はとりわけ煩雑化してきております。

一般的には、法人の設立時における資本金が1,000万円未満であれば、消費税の事業者免税点制度により、設立2期目までは免税とされております。ただし、消費税法上、「特定新規設立法人」に該当する場合には、資本金を1,000万円未満で設立しても1期目から消費税の納税義務が生じます。

そこで、今回は、組織再編時の法人設立時に検討が必要になる特定新規設立法人についてご案内いたします。

2. 特定新規設立法人とは

特定新規設立法人とは、資本金1,000万円未満の法人のうち、下記の要件のいずれも満たす法人のことを指します。

- 1 他者、当該他者の親族及び当該他者との一定の特殊な関係にある法人が株式等の50%超を直接または間接に保有していること

- 2 左記①の要件に該当する判定の基礎となったいずれかの者が新しく設立する法人の基準期間相当期間の課税売上高が5億円を超えている場合、または、売上金額、収入金額その他の収益の額の合計が、国外におけるものも含め50億円を超える場合に該当すること

例えば、課税売上高が5億円を超える法人の株主がホールディングス目的のため、新たに会社を設立した場合における新規設立法人は、特定新規設立法人に該当し、消費税の納税義務が発生する場合があります。

3. 実務上のポイント

最近では、事業承継等の場で、組織再編により法人を新たに設立するケースも少なくありません。

組織再編等による法人設立を検討する際は、事前に新設法人の課税関係を整理し、税額試算や届出関係についても整理していく必要があります。

今回取り上げた消費税についてはもちろんのこと、組織再編・事業承継に興味ございましたら、担当者または専門チームである事業承継コンサルティングセンターまでお問い合わせください。

もっと身近に パブリック

医療・社会福祉・公益法人・地方公共団体の“今”



社会福祉法人部
吉藤 聖也

社会福祉充実残額の算定と活用

社会福祉充実残額とは、保有する財産について、再投下可能な財産のことをいい、保有する財産から事業継続に必要な財産を控除することで求められます。

この社会福祉充実残額を日ごろから意識することで、現状の余力を把握することができ、施設運営に関する意思決定をより効率的に行うことができます。

計算方法は原則計算と特例計算の2種類があります。

(1) 原則計算

$$\text{原則計算による社会福祉充実残額} = \text{①} - \text{②} - \text{③} - \text{④}$$

① 活用可能な財産 = 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助金特別積立金

② 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等 =

社会福祉事業に供している不動産、車両、器具備品等 + 未収補助金等 - 設備資金借入金等 - 基本金(1号・2号) - 国庫補助金等特別積立金

③ 再取得に必要な財産 = 建物の将来の建替費用 + 建替えまでの間の大規模修繕に必要な費用 + 建物以外の設備・車両等の更新に必要な費用

④ 必要な運転資金 = 年間の事業活動支出の3カ月分

(2) 特例計算

$$\text{特例計算による社会福祉充実残額} = \text{①} - \text{②} - \text{年間の事業活動支出}$$

原則計算の場合は、求める数値が多くありますので日ごろから意識する数値としては、「特例計算」が適しており、貸借対照表と資金収支計算書の2つの帳票で概算を求めることができます。

さらに、設備資金借入金もなければ、以下の算式でシンプルにまとまります。

$$\text{特例計算による社会福祉充実残額} = \text{現預金等の金融資産等} + \text{事業未収金} - \text{年間の事業活動支出}$$

実際の社会福祉充実残額の算定には厳密な計算が必要ですが、日ごろからこの算式を意識することで、必要な投資活動がわかります。あくまで概算の指標ではありますが、ご活用いただければより良い法人運営につながります。



労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 辻・本郷 社会保険労務士法人 四方田 健人 〕



障害者の雇用状況について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、障害者雇用促進法では、事業主に対し、法定雇用率以上の障害者を雇うことを義務付けています。令和6年4月より、法定雇用率が2.5%に引き上げられました。

障害者雇用の現状

厚生労働省は「令和6年(2024年)障害者雇用状況の集計結果」を公表しました。これによれば、民間企業の雇用障害者数、実雇用率のいずれもが過去最高を更新しています。具体的には、雇用障害者数は67万7,461.5人となり、対前年比5.5%の増加、実雇用率は対前年比0.08ポイント上昇の2.41%となりました。雇用障害者数は21年連続、実雇用率も13年連続で過去最高を更新しています。また、法定雇用率達成企業の割合は、対前年比4.1ポイント低下し46.0%となりました。これは、先述したように、法定雇用率が2.5%に引き上げられたことが影響していると考えられます。

令和7年 障害者雇用促進法 法改正点

障害者の就業が困難とされる業種では、障害者雇用義務の負担を軽減するために除外率が設定されていますが、令和7年4月より、除外率が業種ごとに10ポイント引き下げられます。

今後の障害者雇用における課題

法定雇用率の引き上げに伴い、障害者雇用市場における採用競争も以前に増して激しくなっています。令和8年7月からの法定雇用率2.7%への引き上げを迎えるにあたっては、障害者の雇用が十分に行えていない企業では、早急に障害者雇用を進めることが重要です。また、採用活動のみならず、障害者が定着・安定して就労できる環境を整え、中長期的に障害者雇用を拡大する雇用計画が必要だと考えられます。

詳しくは厚生労働省「令和6年 障害者雇用状況の集計結果」をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47084.html



あれこれ
相続の
気になる
ちよつと

木村信夫の



辻・本郷 税理士法人
副理事長

相続開始年の贈与だけは精算課税贈与で!

1 精算課税贈与は110万円の加算ナシ!

令和5年度の税制改正で相続時精算課税制度の見直しが行われました。その大きな目玉は、令和6年1月1日以後の贈与から、暦年贈与とは別枠で、毎年、贈与された額から基礎控除110万円を控除できるというものです。しかも暦年贈与とは異なり、相続開始前7年以内(令和8年12月31日までは3年)の贈与は全て相続財産に加算される生前贈与加算はありません。

たとえば父親から現金贈与110万円をもらい、その数カ月後に父親が亡くなった場合です。子供は相続時精算課税選択届出書を提出するだけでその110万円は非課税となります。

2 精算課税贈与の再確認

相続時精算課税制度とは、贈与する時は2,500万円(特別控除)まで非課税の一方で、贈与した人が亡くなった時にその贈与した財産を相続財産に戻して計算して納める制度です。

贈与者は60歳以上の父母または祖父母で、受贈者は18歳以上の直系卑属である推定相続人または孫(年齢はその年の1月1日現在で判定)が対象です。

贈与時の贈与税の計算は下記の通りです。

(贈与額-110万円-2,500万円)×20%

一方、相続時の相続税は、基礎控除110万円を控除した残額を相続財産に加算して相続税を計算します。

3 大事な手続きをお忘れなく

相続時精算課税を選択する場合、最初に贈与を受けた翌年の3月15日までに「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。

この届出書の注意点は、贈与税の申告期限か相続税の申告期限のいずれか早い時期までにこの届出書を提出する必要があります。

たとえば、1月10日に贈与を受けて、その贈与者が2月10日に亡くなった場合には、この届出書は相続税申告期限10カ月以内の12月10日が期限となります。また、8月20日に贈与を受けて、その贈与者が10月20日に亡くなった場合には、この届出書は翌年の3月15日が期限となります。

この提出期限を守れば年110万円以下の贈与ならば、申告は不要です。



社・本郷 税理士法人

オフィスのレポート

Vol. 61 神戸事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第61回目となる今回は、神戸事務所からのレポートです。



神戸事務所は、2024年12月より現在のミント神戸16階へ移転いたしました。JR三ノ宮駅徒歩1分、阪神神戸三宮駅直結、阪急神戸三宮駅徒歩5分、地下鉄三宮駅徒歩5分と各路線からのアクセスが良好で来社いただきやすい環境になり、また通勤も便利になりました。当ビルには飲食店、服飾店、映画館があり、非常に賑わいのある環境になっております。

神戸事務所では、なんでもご相談していただけるような雰囲気づくりをモットーに所員一丸となって相続税申告、資産承継コンサルティング業務を

中心に取り組んでおります。兵庫県のお客さまがメインとなります。県内はとても広いためまだまだ行ったことがない場所も多くあり、さまざまな地域のお客様のご相談に対応できるように人員の増大を図りながら事務所の拡大を行っております。

より一層、神戸の地から兵庫県内のお客さまに貢献できるよう、真のプロフェッショナルを目指し、総合的なコンサルタントとして伴走できるような事務所を目指してまいります。



神戸事務所 所長

田中 慎太郎

2016年9月入社、2018年12月税理士登録。主として資産税業務に従事し、入社後の翌年に大手金融機関への出向を経験。神戸事務所の責任者として6年目を迎えました。

あなたの考える神戸の魅力とは？

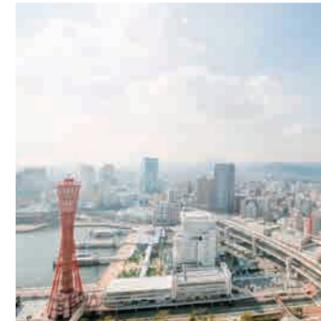
神戸は少し歩けば海と山の景色が見られ、海と山を楽しむことで元気になれる場所です。都会と自然がほどよく融合し、利便性が高く住みやすい環境が整っています。さらに、異国情緒漂う街並みが神戸の魅力で、旧居留地の建物や異人館、中華街等を見て回るだけで、その歴史や文化を感じることができます。また、日本でも有名な温泉や多彩な食文化も楽しむことができる、魅力あふれる街です。

➡ 神戸事務所

〒651-0096

兵庫県神戸市中央区雲井通7-1-1 ミント神戸16階
TEL.078-261-0101 FAX.050-3385-2166

STAFF RECOMMEND



夜景が美しく、観覧車や神戸ポートタワーがシンボリック的存在です。(二見)



異人館が立ち並ぶ観光名所・北野にある神戸北野ホテル。『世界の朝食』が楽しめます。(山崎)



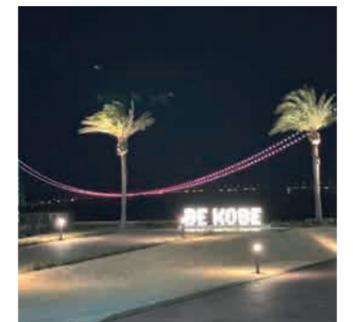
神戸ルミナリエ。1995年に起きた阪神・淡路大震災からの復興のシンボルとして毎年開催されています。(高納)



昨年6月にリニューアルオープンしたスマシー。シャチのパフォーマンスが迫力満点です。(酒井)



横浜、長崎に並ぶ日本三大中華街の一つ。100を超える店舗が軒を連ねており、食べ歩きが楽しめます。(松平)



ここはどこでしょうか？橋の奥側は本州ではありません。辿り着けた方は上田まで連絡を。ご案内します。(上田)



#49

生産性向上術

経費精算

トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、
辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



今回は、あらゆる企業で実施されている経費精算についてご紹介します。経費精算システム導入の目的は、単なる業務の効率化にとどまりません。従業員が負担なく利用できる「楽」なシステムこそ、組織全体の生産性向上につながると考えています。



えびちゃん

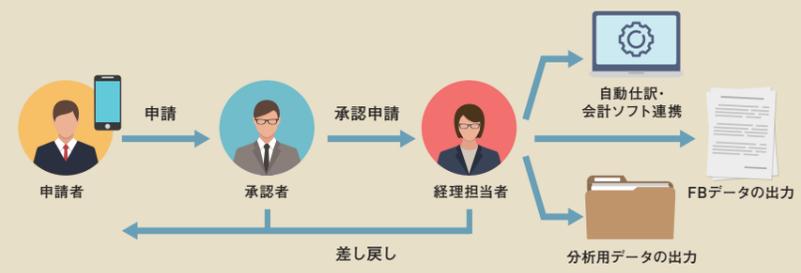
働き方改革が進み、在宅勤務や時短勤務といった多様な働き方が普及しているわね。経理部門においても、人員が限られているため、紙ベースの申請や小口現金といった従来の業務を見直し、効率化を図りたいと考えています。



えびちゃん

それなら、クラウド型の経費精算システムを導入することで、デジタル化を推進し、業務効率を大幅に改善できます。

- ・**経理担当者**…会計ソフトとの連携による自動仕訳作成、FBデータの自動作成等、煩雑な作業を自動化し、大幅な時間短縮が期待できます。
- ・**申請者**…交通系ICカード連携や乗換案内との連携により、申請書作成の手間が大幅に削減され、申請業務がスムーズになります。
- ・**承認者**…ワークフロー機能を活用することで、Web上でどこからでも申請内容を確認し、承認できます。また、定期区間の交通費自動控除や規定違反の自動チェック機能により、承認業務の負担を軽減し、正確性を高めることができます。



手書きの申請だから、その経路が正しいか一つひとつ確認する必要があり、毎月の経費精算業務が非常に負担になっているの。この作業は、時間がかかるだけでなく、人為的なミスや不正が発生するリスクも高くなっていくわ。



えびちゃん

部署単位でのスモールスタートや、必要な機能のみを利用できる点が特徴です。また、経理担当者は経費精算業務の自動化によって、煩雑な作業から解放され、経営分析や戦略立案といった付加価値の高い業務に集中できるようになります。

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
ITコンサルティング事業部 海老原(えびちゃん)まで [✉ itc-sales@ht-itc.jp](mailto:itc-sales@ht-itc.jp)

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ:メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)



【好評につき再配信】どう変わる!? 令和7年4月からの公益法人制度

WEB
参加費無料

【視聴可能期間】2025年4月1日(火) 11:30~4月7日(月) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 公益法人部 チーフコンサルタント 長嶋 宏明
辻・本郷 税理士法人 公益法人部 シニアコンサルタント 菊地 義信
辻・本郷 税理士法人 公益法人部 チーフコンサルタント 杉本 慶太

【安積塾】全二回 令和7年3月決算法人の留意点(第二回)

WEB
参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2025年4月3日(木) 11:30~4月9日(水) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

【相続これで安心】アーカイブ配信~生前対策失敗事例・税務調査・遺言~

WEB
参加費無料

【視聴可能期間】2025年4月8日(火) 11:30~4月14日(月) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 松本事務所相続センター シニアコンサルタント 税理士 奥原 優
辻・本郷 税理士法人 渋谷事務所 マネージャー 税理士 都筑 雄太
辻・本郷 税理士法人 センター南事務所相続センター チーフコンサルタント 税理士 横瀬 稔

補助金・税制優遇を賢く活用! 中小企業のための設備投資戦略

WEB
参加費無料

【視聴可能期間】2025年4月10日(木) 11:30~4月16日(水) 17:00 (講演時間 約40分)

◎講師: 辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 企業支援部 コンサルタント 蔵原 隆之

今さら聞けない!? デューデリジェンスとバリュエーションの必要性

WEB
参加費無料

【視聴可能期間】2025年4月15日(火) 11:30~4月21日(月) 17:00 (講演時間 約45分)

◎講師: 辻・本郷 FAS株式会社 代表取締役 山田 翔吾

【専門講座】弁護士が解説! 脱税等の不正に至る企業の構造

WEB
参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2025年4月17日(木) 11:30~4月23日(水) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師: TH総合法律事務所 弁護士 / 早稲田大学ビジネスファイナンスセンター 招聘研究員 中村 芳生 先生

実践! 社員のモチベーションをあげる人事評価制度

WEB
参加費無料

【視聴可能期間】2025年4月30日(水) 11:30~5月13日(火) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 HR室 顧問 人事コンサルタント 山口 忠明

相続セミナー

会場 参加費無料

※ご来場いただく会場セミナーとなります。
◎各会場時間共通:座談会 14:00~/相談会 15:00~

お申し込み・お問い合わせは各事務所まで

【座談会】遺留分減殺請求に基づく和解金にはご注意ください!

【札幌】4月23日(水) ◎会場:かでの2・7 ◎詳細:札幌事務所 011-272-1031
【新潟】4月23日(水) ◎会場:Work With米山 ◎詳細:新潟事務所 025-255-5022

4月号を持ちまして、SCOPEは季刊誌(春夏秋冬)となります。次回は8月号(8/15発行)となります。

事務所一覧 | 国内90拠点・海外7拠点 (2025年4月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

- カンボジア プノンペン
- ミャンマー ヤンゴン
- タイ バンコク
- シンガポール シンガポール
- アメリカ ニューヨーク
- ロサンゼルス
- ハワイ

九州・沖縄地方

- 福岡県 北九州事務所
- 福岡事務所
- 久留米事務所
- 大分県 大分事務所
- 熊本県 熊本事務所
- 宮崎県 宮崎事務所
- 延岡事務所
- 日向事務所
- 鹿児島県 鹿児島事務所
- 沖縄県 沖縄事務所

中国・四国地方

- 岡山県 岡山事務所
- 広島県 広島事務所
- 山口県 長門事務所
- 高知県 高知事務所

関西地方

- 京都府 京都事務所
- 大阪府 関西事務所
- 兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

- 北海道 札幌事務所
- 青森県 青森事務所
- 八戸事務所
- 秋田県 秋田事務所
- 岩手県 盛岡事務所
- 遠野事務所
- 一関事務所
- 宮城県 仙台事務所
- 福島県 福島事務所
- 郡山事務所
- いわき事務所

中部地方

- 新潟県 新潟事務所
- 長岡事務所
- 上越事務所
- 富山県 富山事務所
- 福井県 福井事務所
- 山梨県 甲府事務所
- 大月事務所
- 長野県 長野事務所
- 長野中央事務所
- 松本事務所
- 岐阜県 岐阜事務所
- 静岡県 静岡事務所
- 伊東事務所
- 愛知県 豊橋事務所
- 名古屋事務所
- 三重県 四日市事務所

関東地方

- 栃木県 宇都宮事務所
- 宇都宮中央事務所
- 宇都宮西事務所
- 茨城県 水戸事務所
- 潮来事務所
- 群馬県 高崎事務所
- 富岡事務所
- 埼玉県 熊谷事務所
- 大宮事務所
- 越谷事務所
- 川口事務所
- 所沢事務所
- 千葉県 柏事務所
- 千葉事務所
- 船橋事務所

- 東京都 亀戸事務所
- 北千住事務所
- 秋葉原事務所
- 東京ミッドタウン八重洲事務所
- 銀座事務所
- 蒲田事務所
- 蒲田駅東事務所
- 池袋事務所
- 新宿ライナタワー事務所
- 西新宿事務所
- 新宿センタービル事務所
- 新宿御苑事務所
- 新宿HR事務所
- 代々木事務所
- 渋谷事務所
- 練馬事務所

- 吉祥寺事務所
- 立川事務所
- 府中事務所
- 瑞穂事務所
- 町田事務所
- 神奈川県 横浜事務所
- 横浜スカイビル事務所
- 横浜関内事務所
- センター南事務所
- 青葉台事務所
- 横浜井土ヶ谷事務所
- 大和事務所
- 厚木事務所
- 湘南事務所
- 小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

